]	欠
<b>⁻</b> '	-

			頁
第 8 0	号議案	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	77

## 第八十号議案

埼玉 部 を改 正 公安委員会等 す る条 が 行 う事 務 に 関 す る手数料 条 例 及 び 埼 玉 県 証 紙 例  $\mathcal{O}$ 

玉 県公安委員会等 が 行 う 事 務 に 関す る手 数 料 条 例  $\mathcal{O}$ 部 改 正

例第五十四号) 玉県公安委員会等  $\mathcal{O}$ 一部 を 次  $\mathcal{O}$ が ょ 行 Š うに改正 事 務に 関する する。 手 数 料 条 例 (平成十 二年 埼 玉 県 条

げる講習」を削る。 第三条第二号中 金金 額  $\mathcal{O}$ 口  $\sqsubseteq$  $\mathcal{O}$ 下に ヌ 及 び 力 を 加え、 及 てバ 同 ヌ に

別表第六号の 表第六 号 中 千 八 八百円」 を 千 - 六百円  $\sqsubseteq$ に 改  $\Diamond$ 

五十円」 に、 < は 别 口 表第七号の表第六号 を 加 に改 め、 え、 を 同号の 「千二百 以 下こ の二中 次に 円 円 の表」を「次号」に、 次 に  $\mathcal{O}$ 「第九十七条の二第一項第三号 改め、 号を加える。 同 表第六 一号の 兀 三中 百円」 七七 百 1 五十円」 千  $\mathcal{O}$ 兀 下 百五十円」 を

		運転技能検査
		三項の規定に基づく
		又は第百一条の四第
		第三号イ若しくはハ
	数料	九十七条の二第一項
三千五百五十円	運転技能検査手	六の四 道路交通法第

別表第七号の表第十四号ヲを次のように改める。

ヲ 同法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

(1)法第 る者  $\mathcal{O}$ 号及び 百 (同 法第七十一条の \_ 法第 条 次号におい  $\mathcal{O}$ 九十 兀 第三項 七条 7 五第三項に  $\mathcal{O}$ の二第一 「普通自 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 動 項第三号イ 規定する普通自 車 を受け 対 応免 許」 及び る者を除 とい ハ 動 に 車対応免 · う。 掲げる者並 六千  $\overline{\phantom{a}}$  $\overline{\phantom{a}}$ 兀 に対する講 を受け 百 以 五十円 び に同 下 て

三号イ若 であ 用を受け 普 通自 0 て 普通自 る者に 動 車 対 は 限 応 動車対応免許 ハ る。 に掲げる者 免許を受け  $\smile$ 又は 第一 又 は 以 T 外 11 種運転免許若 同  $\mathcal{O}$ る 法第百 ŧ 者  $\mathcal{O}$ 同  $\mathcal{O}$ 法 4 <del>--</del> を受け 条 第  $\mathcal{O}$ 九 兀 ]第三項 - 七条の 7 は第二種運転 11 る者に対 二千九百円  $\mathcal{O}$ 規定 第 \_ する 免許 項  $\mathcal{O}$ 第 適

二第 別 表 公第七号 項第十五 0 号」 表第十 に 改 兀 号  $\emptyset$ 力 同 中 号 第 力 を同 百 八 号 条  $\exists$  $\mathcal{O}$ 二第 同 項 号 第 ワ + $\mathcal{O}$ 兀 次に 号 次 を  $\mathcal{O}$ 「第百 ように 八条の 加 え

る。

カ 同法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習

講習一時間につき

二千二百五十円

う。 習等に関する規則 L て次のように加える。 別表第七号の表第十五号中 第一条」を 「講習規則第二条」 (平成六年国家公安委員会規則第四号。 口 カュ らチまで に 改め、 `を 削 同号 り、 イを 同号イ中 同号 以下 ロとし、 「運転免許に係る講 「講習規則」とい 同号にイと

1 四 号。 に 適合する講習 運転免許に係る講習等に 以下この号にお 11 て 関する規 「講習規則」 則 平 という。 成六年国 第一条で定める基準 家公安委員 (会規則: 第

円) 十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあっては、 又は受け 六千四百五 てい 、る者及 十円(普通自動 び 道路 交通 車対応免許 法施行 令第三十 以外の ŧ 四条の三第四項  $\mathcal{O}$ のみを受けようと 二千九百 又は 第三

又は第百八条の三の三」に改める。 表第七号の表第十六号中 「又は第百 八条の三の二」 を 第百 八 条の三の二

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 に改正する。 埼玉県 証 紙条例 (昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う

例第五十四号) 別表埼玉県公安委員会等が  $\mathcal{O}$ 項第三十八号の三の 行う事務 次に に 関 する手数料条例 次  $\mathcal{O}$ \_ 号を加える。 平 成十二年埼 玉 県 条

三十八の四 運転技能検査手数料

例第五十四号) 別表 埼 玉 県公安委員会等が の項第 四十六号中 行う事務 金額 に 関  $\mathcal{O}$ す る 口 手 ,数料  $\mathcal{O}$ 下 に 条 例 乛 平 ヌ 及 成十二年埼玉 び カ を 加 え、 県条

及び同欄ヌに掲げる講習」を削る。

附則

表 第六  $\mathcal{O}$ 号 条例  $\mathcal{O}$ 改 は、 正 規定 令 和 は、 兀 年 五月 令 和 十三日 兀 年 兀 月 カュ 6 日 施 か 行 する。 ら施行する。 ただ 第 条 中 別 表第 六  $\mathcal{O}$ 

下和四年二月二十四日提出

埼

玉 県 知 事 大 野 元 裕

証紙による収入の方法により徴収すること等したいので、この案を提出するもので道路交通法等の一部改正に伴い、運転技能検査手数料等の額を定めるとともに、提案理 由

ある。

- 79 -